

## 土地賃貸借契約書（案）

※記載内容を一部変更する場合があります。

賃貸人 東京都（東京都水道局。以下「甲」という。）と賃借人 ○○株式会社（以下「乙」という。）とは、令和8年1月16日公表の土地の貸付けに係る一般競争入札に伴い、甲から配布された、令和8年1月付「土地の貸付けに係る一般競争入札参加要領」及び同年月付「物件調書」（以下「物件調書」という。）の内容に同意の上、第3条に規定する各物件（以下「本物件」という。）について、次の条項により、駐車場として第三者（以下「転借人」という。）に使用させることを目的とする土地賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （契約の目的）

第1条 甲は、本物件を、本契約の規定に基づき乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。  
2 乙は、次条以下に定める条件に基づき、本物件の全部又は一部を駐車場として、区画を区切って、転借人に使用させるものとする。

### （貸付期間）

第2条 本物件の貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。  
2 本契約は、甲乙間で協議の上、同一条件により1年を単位として、更新することができる。ただし、前項の貸付期間と合わせて5年を超えることはできない。  
3 乙は、貸付期間の更新を希望する場合は、貸付期間満了日の8か月前までに書面をもって甲に申し出なければならない。

### （物件）

第3条 甲が乙に賃貸する物件は、別紙1に掲げる土地及び当該土地上に存する駐車場関連の設備等とする。本契約締結時点において本物件上に存する設備等のうち、貸付期間開始時までに撤去するものは「物件調書」に記載のとおりとする。

### （使用目的）

第4条 乙は、本物件を駐車場施設（月極駐車場、時間貸駐車場、カーシェアリングサービス用駐車場等）として使用するものとし、他の用途に使用してはならない。ただし、乙は、円滑な駐車場運営に支障を来たさない範囲で、駐車台数、運営形態（月極・時間貸等の種別）、料金設定等を変更することができる。  
2 乙は、前項の用途に従い、転借人に駐車場として区画を区切って、本物件を使用させる。ただし、乙が自ら本物件の一部を使用することを妨げない。  
3 乙は、本物件内において、本物件が借地借家法の適用を受けることとなる建物その他の建築物の建築及び土地の形状の変更をしてはならない。  
4 乙は、本契約の目的を妨げない範囲で本物件に自動販売機、駐車場の防犯装置そ

の他の設備を設置することができる。ただし、乙は、それらの設備を設置するときは、甲に対し、それらの設備の種類、名称、数量、形状、材質等の情報を記載した表、図面、写真等の資料を提出し、あらかじめ甲と協議した上で、甲の書面による承諾を得なければならない。また、本物件を掘削する場合又は本物件の周囲に存する囲障を撤去する場合は、あらかじめ甲と協議した上で、甲の書面による承諾を得なければならない。

(駐車場使用契約)

第5条 乙は、本物件に関し、転借人との間で駐車場使用契約を締結することができる。

2 乙は、駐車場の使用条件を定めるに当たっては、次に掲げる事項について転借人が同意することを駐車場の使用条件として、駐車場使用契約書に記載しなければならない。

(1) 乙は転借人に対し、1か月以上前に書面で通知することにより、駐車場使用契約を解約することができる。

(2) 甲乙間の賃貸借契約終了時には、転貸人の地位が、乙から甲又は甲が指定する者（以下「甲等」という。）に変更となる場合があること。

(3) 前号の場合に、乙が保有する転借人との契約関係書類、転借人から提出された書類、その他の転借人に関する書類について、円滑な駐車場転貸人の地位の承継及びその準備等に必要な範囲で、乙から甲等に引き継がれること。

(4) 本条第2項第2号の場合に、転借人が乙との駐車場使用契約に基づき乙に預け入れた敷金の返還債務については、乙から甲等に移転すること。

3 前項に定めるほか、乙は、本物件を転貸するに当たり、新規で貸付けの相手方となる転借人との契約条件については、乙が自己の裁量において定めることとする。

4 乙は、本物件につき、エコロシティ株式会社（本社所在地：東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビルイーストウイング18階）が現に転借人との間で締結している駐車場使用契約を承継するものとする。ただし、転借人が駐車場使用契約の継続を希望しない場合はこの限りではない。

(乙の管理義務等)

第6条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、乙の費用負担で本物件に別紙2の掲示内容のとおり掲示を行うものとする。

3 乙は、本物件内において甲の承諾を得ずに樹木を伐採してはならない。

4 乙は、本物件の敷地内外の環境整備のため、別紙3の本物件内の樹木について、乙の負担と責任により、樹木の育成に考慮した最適な方法にて、年1回以上剪定を行わなければならない。乙は、事前に剪定計画書を甲に提出し、その承認を得るものとする。ただし、甲が剪定不要と認める場合は、この限りでない。

5 雑草の除去、不法投棄物の除去等本物件の地表面の保全は、乙が乙の費用負担でこれを行わなければならない。

- 6 乙は、乙が本物件を使用するために必要な駐車場施設、自動販売機、防犯装置その他の工作物等の設置、管理、運営、修繕等を乙の費用負担において行う。
- 7 乙は、本物件の使用に伴う近隣住民等からの苦情、要望等を乙の責任と費用負担で処理しなければならない。
- 8 本物件について大規模な修繕又は改修の必要が生じた場合は、実施方法、負担方法等について、甲乙間で事前に協議の上、対応するものとする。

(損害の賠償)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により甲又は第三者（転借人を含む。）に損害を与えたときは、速やかにその旨を甲に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(調査協力義務)

第8条 甲は、隨時、本物件を実地に調査することができる。

- 2 乙は、甲に対し、当月の駐車場の稼働状況、使用料、転貸条件等について、翌月10日（非営業日の場合は翌営業日）までに、業務報告書を提出するものとする。
- 3 甲は、甲が必要とするときは、乙に対し、転貸借契約書、その他の契約関係書類の写しの提出を求めることができる。
- 4 甲は、本契約終了後の本物件の新たな賃借人を選定する際に、賃借人候補者に対し、本物件の賃借を検討させるために、転借人との契約関係書類、その他の転借人にに関する書類の写し、駐車場の稼働状況等を開示できるものとする。  
なお、開示する場合には、甲は、当該賃借人候補者に守秘義務を負わせるものとする。

(賃料)

第9条 本契約に基づく本物件の賃料は年額○○○○○○○円（税込）とする。物件ごとの月額賃料は別紙4のとおりとし、物件ごとの年額賃料は別紙5のとおりとする。

- 2 乙は、甲に対し、本物件の賃料の当月分を、当月末日までに甲の発行する納入通知書兼納付書（以下「納付書」という。）に従い支払うものとする。
- 3 甲及び乙は、次のいずれかに該当する場合には、相手方に第1項の賃料の増減の協議を求めることができる。
  - (1) 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
  - (2) 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - (3) 近傍類似の駐車場の使用料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
- 4 第1項にかかわらず、本契約の一部が解約又は解除により終了した場合は、本契約のうち存続する部分についての本物件に係る賃料は、本契約のうち解約又は解除により終了した部分についての本物件に係る賃料を差し引いた金額とする。

#### (延滞金)

第10条 乙は、甲が指定する期日までに賃料その他の本契約から生じる金銭債務を支払わない場合は、延滞額につき、延滞日数に応じ年14.6パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算して得た額（100円未満の端数があるときは、又は100円に満たない額であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）に相当する延滞金を直ちに支払わなければならない。

#### (業務の引継ぎ等)

第11条 乙は、円滑な業務の引継ぎのため、本契約締結の日以降速やかに、甲及び本物件の乙の前の賃借人（以下「前賃借人」という。）と協議した上で「駐車場貸主の地位の承継に関する覚書」を締結し、本物件に関して前賃借人と十分な引継ぎを行うとともに、本契約の主たる内容について、現転借人へ説明をし、同意を得た上で、賃料振込口座の変更等必要な手続を行うものとする。

- 2 前項の手続に要する費用は、全額乙の負担とするが、現転借人が異議を唱えた場合は、甲、前賃借人及び乙が共同してその解決に当たるものとする。
- 3 理由のいかんにかかわらず、本契約が終了する時期には、乙は、本契約に係る本物件のその時点の転借人への貸付けが円滑に継続されるよう、甲又は甲が指定する者に対し、転借人等の情報の提供、敷金及び賃料の移動、転借人との契約書の引渡し等を最大限の努力をもって行わなければならない。

#### (物件の引渡し)

第12条 甲は、乙に対し、本物件を貸付期間開始時の現状のまま引き渡すものとする。

#### (敷金の引渡し)

第13条 前賃借人が現転借人から預かっている敷金は、令和8年4月1日以降、速やかに前賃借人から乙へ引渡しがなされる予定であるが、この敷金の引渡しについては、乙と前賃借人が協議の上で行うものとし、甲は関与しないものとする。ただし、令和8年3月31日時点で現転借人に、前賃借人に対する確定債務がある場合は、当該確定債務額は敷金から控除されるものとする。

#### (契約保証金)

第14条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、甲に対して契約保証金〇〇〇〇〇〇円を預け入れる。ただし、契約保証金には利息を付けない。

- 2 前項の契約保証金は、貸付期間の満了又は解約により本契約が終了した場合及び本契約が解除された場合に、甲が本物件の原状回復を確認し、本物件の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき返還する。
- 3 前項の場合において、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払その他の本契約から生じる乙の債務で、履行していないものがある場合には、本条第1項の契約保

証金から当該履行していない債務の額を差し引き、その残額を返還する。この場合において、当該債務が契約保証金の額を超える場合は、甲は乙に対してその超える金額を請求するものとする。

- 4 乙は、契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 5 第16条、第17条第1項若しくは第20条の規定に基づく本契約の一部の解約若しくは解除に伴い、又は第9条第3項に基づく賃料改定に伴い、第9条第1項に定める賃料に増減が生じた場合は、その増額後又は減額後の税込月額賃料の3か月分に相当する金額を新たな契約保証金とし、その金額と既納の契約保証金との差額（以下「当該差額」という。）を、賃料の増減に応じ、次の各号のとおりそれぞれ精算するものとする。
  - (1) 賃料が増額となった場合には、当該差額について、乙は甲の発行する納付書により納付するものとする。
  - (2) 賃料が減額となった場合には、当該差額について、甲は乙の発行する請求書により支払うものとする。

なお、これらの差額の納付又は支払いの期日については、差額の納付又は支払いを行うこととなった際に、甲と乙との間で協議して定めることとする。

#### (賃借権の譲渡禁止等)

- 第15条 乙は、本物件の全部又は一部につき、賃借権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、本物件に係る駐車場業務を自らの責任と管理のもとで遂行するものとし、本物件の全部又は一部につき、各駐車場業務の全部を第三者に委託または移譲してはならない。

#### (期間内解約)

- 第16条 甲は、本契約のうち物件番号4（梅里駐車場）及び7（第二金町駐車場）に係る部分については、本契約の期間内であっても、乙に対して3か月前までに書面により予告することにより、解約することができるものとする。この場合、本契約のうち予告に係る部分については、予告期間の満了と同時に終了するものとする。
- 2 前項の予告は、物件番号4については、令和9年9月30日まではできない（令和9年10月1日からできる）ものとし、物件番号7については、令和10年9月30日まではできない（令和10年10月1日からできる）ものとする。
  - 3 第1項により本契約の一部が解約された場合は、乙は、甲に対し、本契約の解除、損害賠償その他一切の請求をすることができないものとする。

#### (契約の解除)

- 第17条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 甲が、公用、公共用又は甲の事務事業の用に供するため、本物件の全部又は一

部を使用する必要が生じたとき。

- (2) 乙が、第4条に定める用途の指定の条件に違反したとき。
  - (3) 乙が、賃料の支払を、3回連續で、又は3か月分以上怠ったとき。
  - (4) 乙が、前各号のほか、本契約の各条項に違反したとき。
  - (5) 乙が、前各号のほか、本契約に基づく債務の履行をせず、甲が催告をしても本契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 前項第1号の規定により契約を解除したことにより、乙に損失が生じた場合、乙は、甲に対しその補償を求めることができる。
- 3 第1項第2号から第5号までの事由により本契約が解除された場合、乙は、違約金として税込月額賃料の6か月分相当金額を甲へ支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、甲に違約金を超える損害があるときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 5 第16条、第17条第1項若しくは第20条の規定に基づく本契約の一部の解約若しくは解除に伴い、又は第9条第3項に基づく賃料改定に伴い、第9条第1項に定める賃料に増減が生じた場合は、その増額後又は減額後の税込月額賃料の6か月分相当額を第3項に規定する違約金とする。

#### (乙による解約)

- 第18条 乙は、やむを得ない事情により本契約を解約しようとする場合は、12か月以上の期間をおいて、甲に対し書面をもってその旨を通知しなければならない。この場合においては、前条第3項から第5項までを準用する。
- 2 前項にかかわらず、乙は、本契約の一部のみを解約することはできないものとする。

#### (駐車場の閉鎖)

- 第19条 甲が、第16条の規定による契約の解除、第17条第1項の事由による契約の解除又は貸付期間の満了に合わせて、本物件の全部又は一部を閉鎖する場合は、解約、解除又は貸付期間満了の3か月前までに、乙にその旨を通知する。
- 2 乙が前項の通知を受けたときは、速やかに転借人に対して、駐車場使用契約を解約する旨を通知するとともに、契約解除日又は貸付期間満了の日までに転借人との駐車場使用契約を解約しなければならない。

#### (天災地変)

- 第20条 甲及び乙は、本契約締結後に、天災等当事者の責に帰すべからざる事由による本物件の全部又は一部の滅失、毀損等により本契約の目的が達せられなくなつた場合は、相手方に対し本契約の全部又は一部の解除を申し入れることができる。

#### (賃料の日割計算)

- 第21条 第16条、第17条第1項、第18条又は前条の規定に基づき本契約の全

部又は一部を解約又は解除した場合にあって、1か月に満たない期間が生じたときは、第9条第1項の規定にかかわらず、月額を当該月の日数で除し、日割計算した額を当月分の賃料とする。

(立入点検)

第22条 甲等は、本物件の保全、衛生、防犯防火、救護その他の本物件の管理上必要があるときは、あらかじめ乙に通知した上で本物件内に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずることができる。

2 甲等は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、乙にあらかじめ通知することなく、本物件内に立ち入ることができ。この場合において、乙に通知することなく立ち入ったときは、その旨を事後速やかに乙に報告するものとする。

(免責)

第23条 次の各号については、甲はその責を負わない。

- (1) 甲が行う本物件の修繕又は改修等の工事のため、事前に乙の了承を得たものについて、その工事期間中、乙が本物件の一部の使用の停止を余儀なくされること又は使用上の制約を受けること。
- (2) 地震、火災、風水害等の災害、盗難、諸設備の偶発的事故、故障その他の甲の責に帰すことができない事由によって生じた乙又は転借人の損害

(原状回復)

第24条 乙は、貸付期間の満了又は解約により本契約が終了したとき及び本契約が解除されたときは、本契約の終了までに（解除による場合は直ちに）、自己の負担において、次の各号のとおりに、本物件を原状に復さなければならない。

- (1) 本契約開始以降、乙が本物件上に設置した設備の撤去
- (2) 本契約開始時点において、本物件上に存する設備で、本契約開始以降、乙が撤去したもの（具体的な復旧方法は、甲と協議して決めるものとする。）
- (3) その他、本契約開始以降、乙が対象物件に対して行った工事等の変更の復旧（具体的な復旧方法は、甲と協議して決めるものとします。）

ただし、本契約の終了または解除に際し、甲が本物件を原状に復させることが適当ないと書面により認めた場合は、乙は、本物件の原状回復を要しない。

(有益費等の請求権の放棄)

第25条 乙は、前条の本物件の引渡しに際し、その事由又は名目のいかんを問わず、諸造作、設備等について支出した諸費用の償還又は買取、移転料、立退料等これに類する一切の請求を行うことができない。

(駐車場使用契約の承継)

- 第26条 本契約が、理由のいかんにかかわらず終了した場合には、甲等が、駐車場使用契約に基づく乙の駐車場貸主としての地位を承継するものとする。ただし、第19条により駐車場を閉鎖する場合は、この限りではない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲等に対して、駐車場使用契約に基づき乙が保有する契約関係書類、駐車場等借主から提出された書類その他の転借人に関する書類等を引き渡さなければならない。
- 3 乙が転借人から預託を受けた敷金は、本契約終了後速やかに甲等へ引き渡さなければならぬ。
- 4 前三項の手続については、甲乙間で別途協議を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第27条 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 本物件の管理業務に従事している者又は従事していた者は、この業務に関して知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(管轄裁判所)

- 第28条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって専属の第一審の合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

- 第29条 本契約の各条項の解釈に疑義を生じた場合及び本契約に定めのない事項について定める必要がある場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

- 第30条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙6に定めるところによる。

令和〇〇年〇月〇〇日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
甲 東京都  
代表者 公営企業管理者  
東京都水道局長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号  
乙 株式会社 〇〇  
代表取締役社長 〇〇 〇〇

## 別紙1 貸付土地一覧

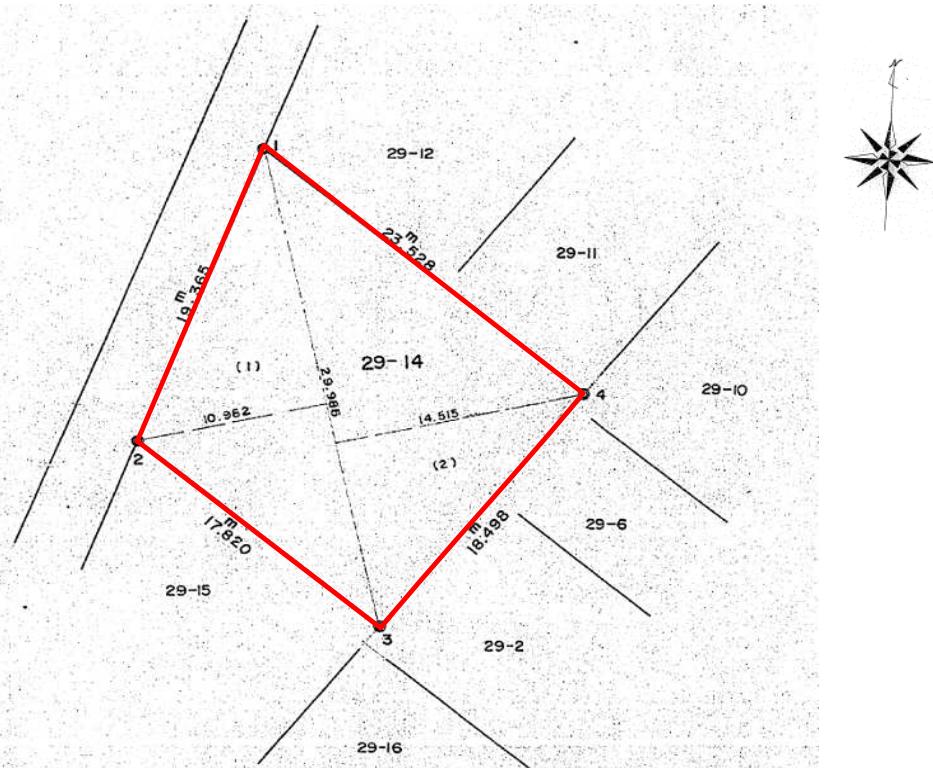
番号	駐車場名	所在地番	貸付面積
1	亀戸駐車場	江東区亀戸四丁目 29 番 14	382.26 m <sup>2</sup>
2	本羽田駐車場	大田区本羽田一丁目 184 番 1	179.83 m <sup>2</sup>
3	桜上水駐車場	杉並区下高井戸三丁目 277 番	712.10 m <sup>2</sup>
4	梅里駐車場	杉並区梅里二丁目 67 番 5	273.09 m <sup>2</sup>
5	小豆沢駐車場	板橋区小豆沢四丁目 6 番 12	155.57 m <sup>2</sup>
6	金町駐車場	葛飾区金町二丁目 1286 番 2、1286 番 3	662.94 m <sup>2</sup>
7	第二金町駐車場	葛飾区金町二丁目 650 番 2、651 番	1,023.60 m <sup>2</sup>
8	東水元駐車場	葛飾区東水元六丁目 1649 番 1	890.25 m <sup>2</sup>
9	第二高砂駐車場	葛飾区高砂六丁目 2936 番 3、2937 番 2	142.55 m <sup>2</sup>
10	江戸川駐車場	江戸川区中央一丁目 1572 番 2	636.38 m <sup>2</sup>
11	松江駐車場	江戸川区松江三丁目 4162 番、4164 番、4165 番	1,820.80 m <sup>2</sup>
12	中里駐車場	清瀬市中里二丁目 1389 番 2、1389 番 3	948.76 m <sup>2</sup>
13	竹丘駐車場	清瀬市竹丘二丁目 1243 番 3 の一部	666.47 m <sup>2</sup>
14	三ツ藤駐車場	武蔵村山市三ツ藤三丁目 26 番 1	437.51 m <sup>2</sup>
15	第二福生駐車場	福生市大字福生字武蔵野 2250 番 17、2250 番 18、2250 番 19	1,253.08 m <sup>2</sup>
合		計	10,185.19 m <sup>2</sup>

現況と相違する場合は、現況を優先する。

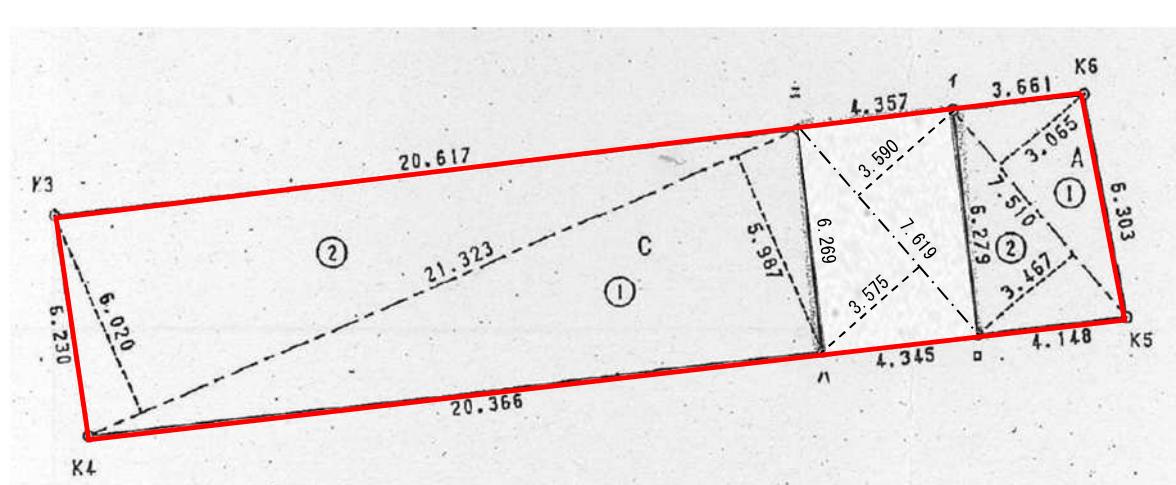
別紙1 貸付土地一覧（詳細図）

貸付範囲

物件番号	名称	所在地番	貸付面積
1	亀戸駐車場	江東区亀戸四丁目29番14	382.26m <sup>2</sup>



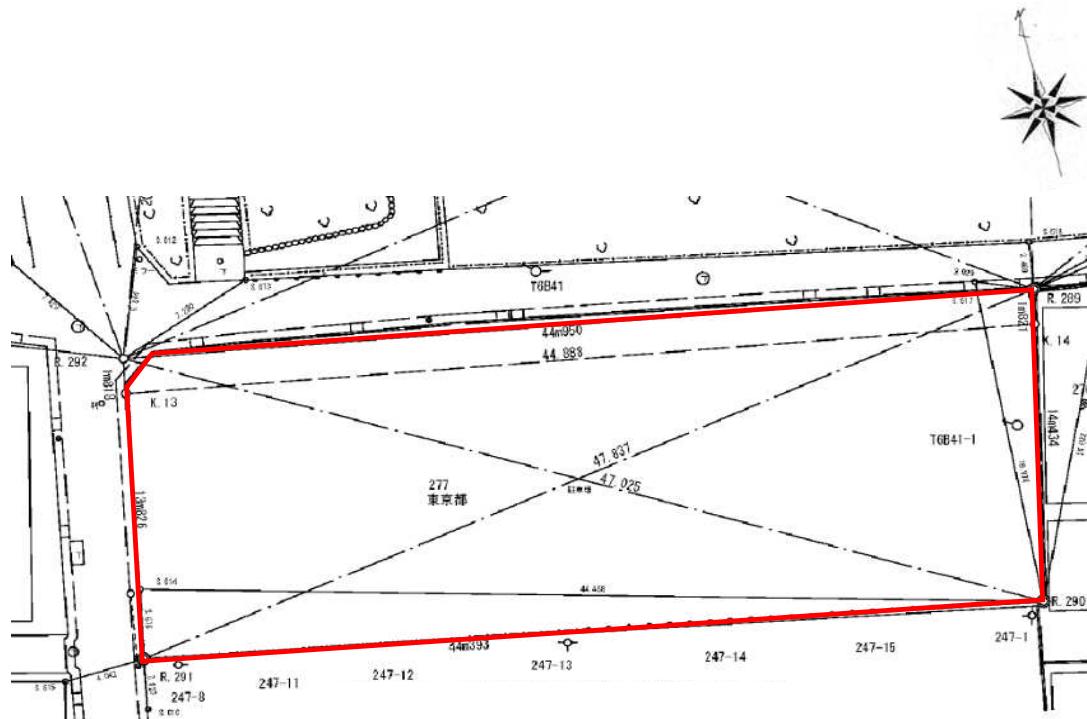
物件番号	名称	所在地番	貸付面積
2	本羽田駐車場	大田区本羽田一丁目184番1	179.83m <sup>2</sup>



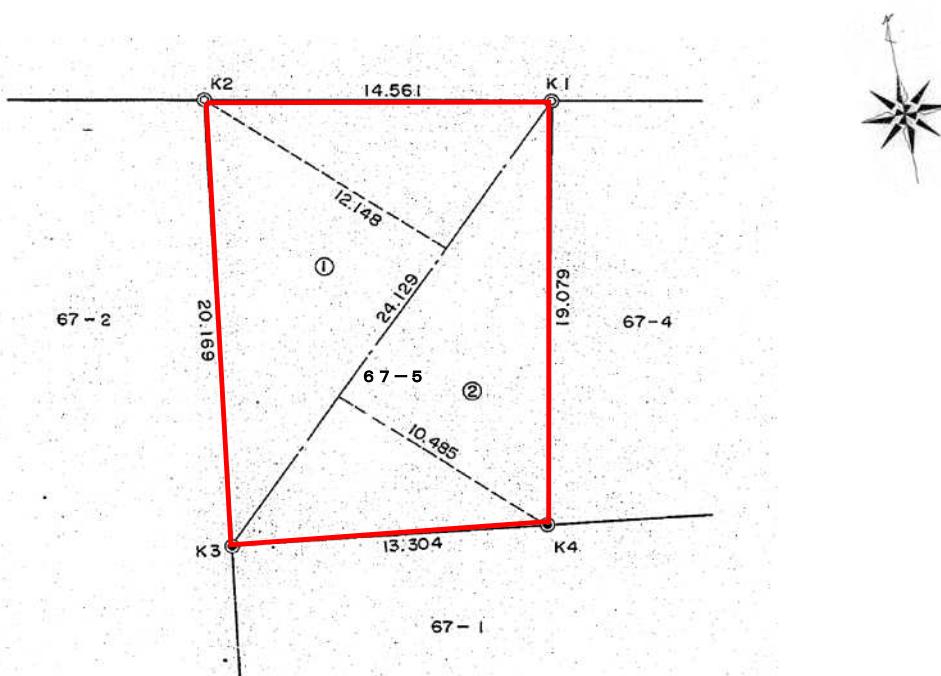
別紙1 貸付土地一覧（詳細図）

貸付範囲

物件番号	名称	所在地番	貸付面積
3	桜上水駐車場	杉並区下高井戸三丁目277番	712.10m <sup>2</sup>



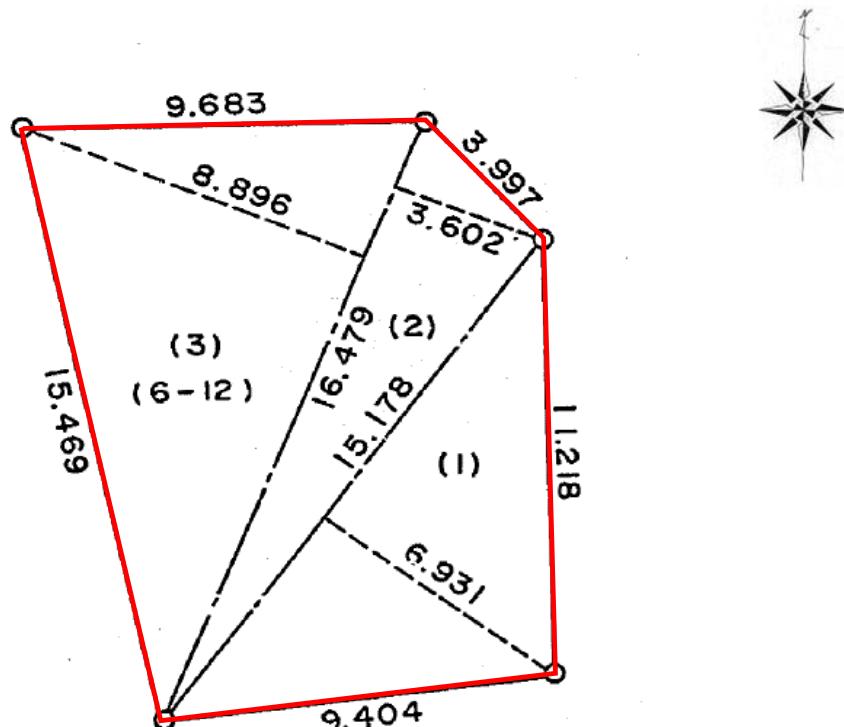
物件番号	名称	所在地番	貸付面積
4	梅里駐車場	杉並区梅里二丁目67番5	273.09m <sup>2</sup>



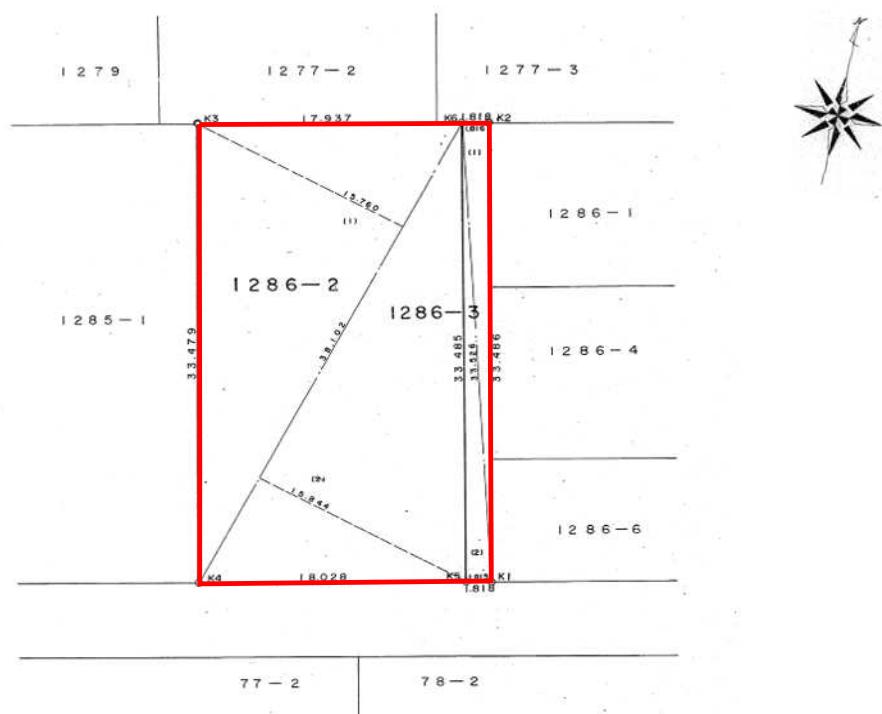
別紙1 貸付土地一覧（詳細図）

貸付範囲

物件番号	名称	所在地番	貸付面積
5	小豆沢駐車場	板橋区小豆沢四丁目6番12	155.57m <sup>2</sup>



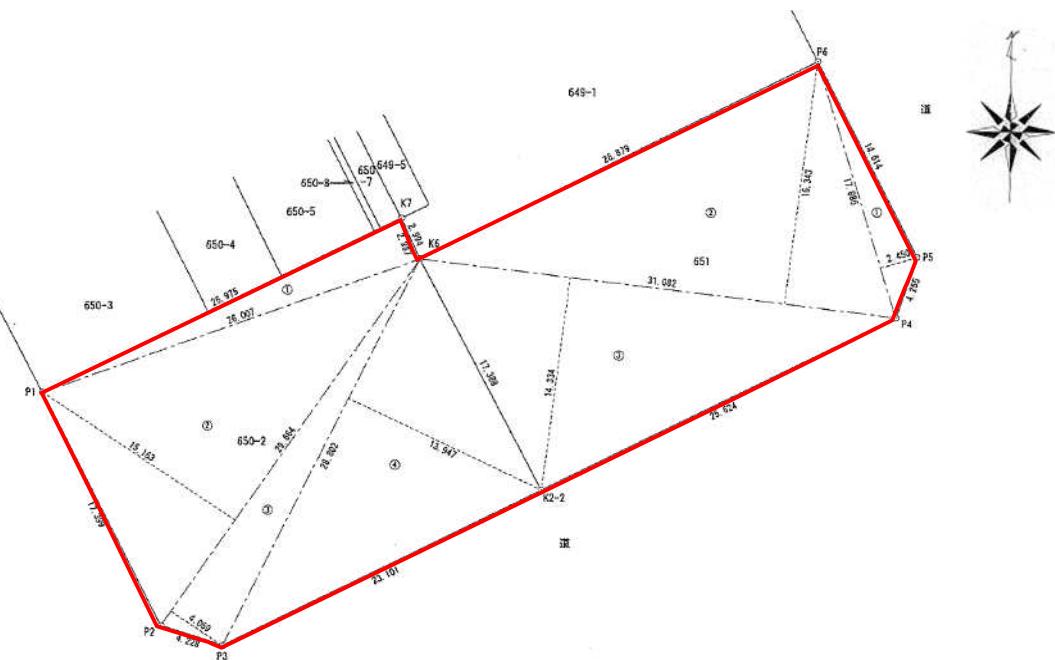
物件番号	名称	所在地番	貸付面積
6	金町駐車場	葛飾区金町二丁目1286番2、1286番3	662.94m <sup>2</sup>



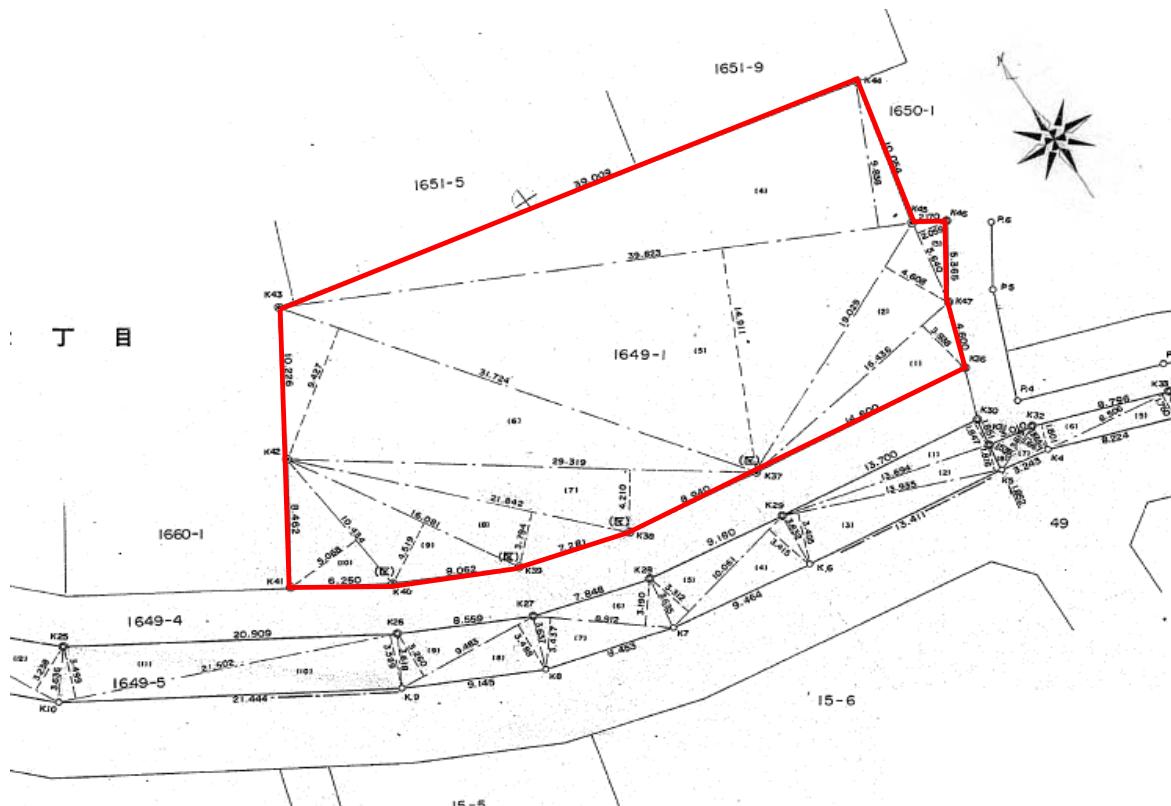
## 別紙1 貸付土地一覧（詳細図）

貸付範囲

物件番号	名称	所在地番	貸付面積
7	第二金町駐車場	葛飾区金町二丁目650番2、651番	1,023.60m <sup>2</sup>



物件番号	名称	所在地番	貸付面積
8	東水元駐車場	葛飾区東水元六丁目1649番1	890.25m <sup>2</sup>

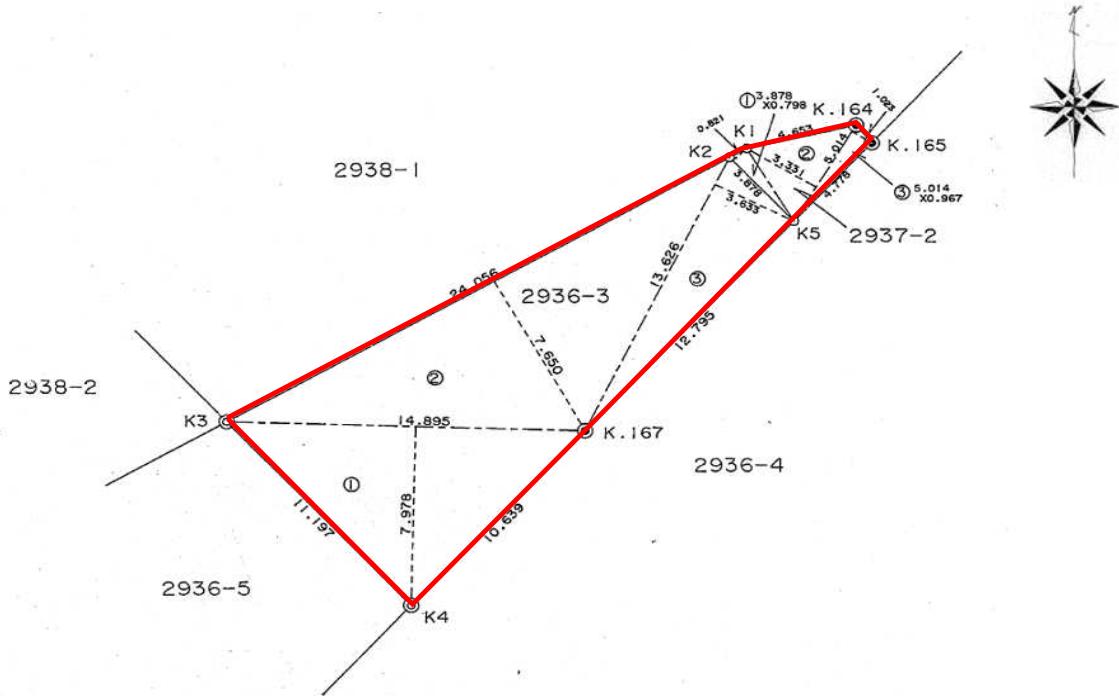


## 別紙1

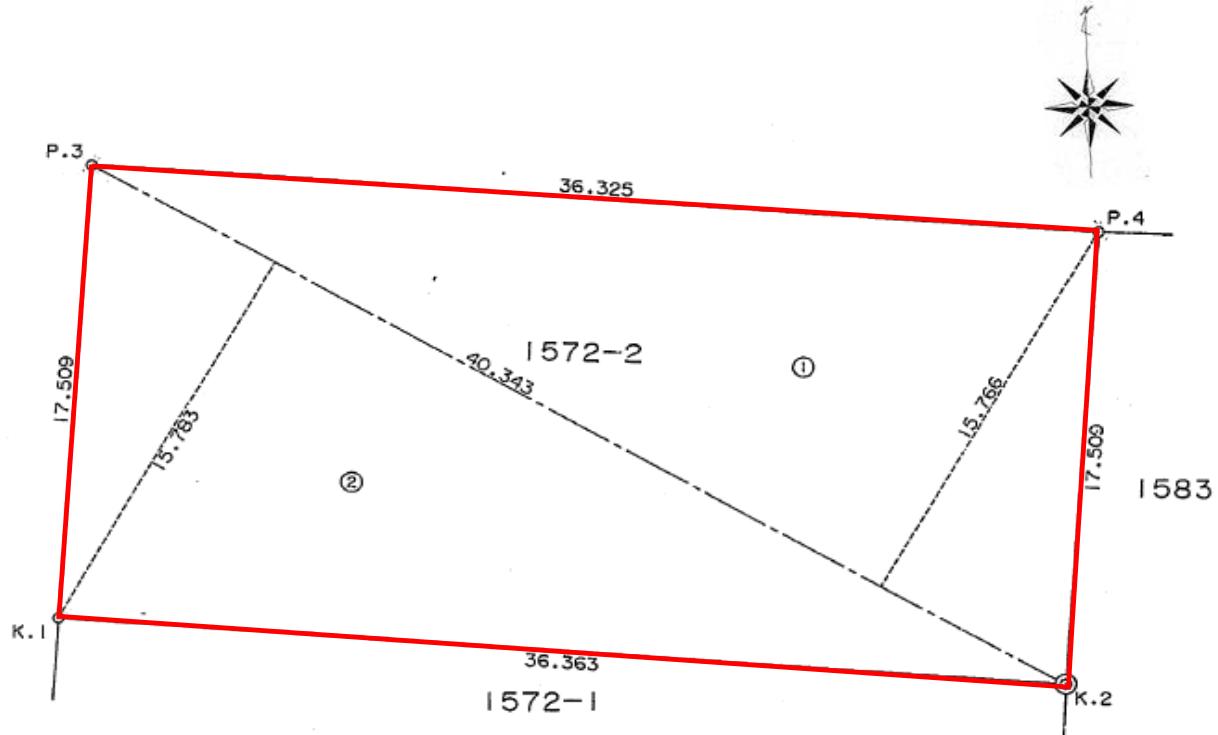
## 貸付土地一覧（詳細図）

貸付範囲

物件番号	名称	所在地番	貸付面積
9	第二高砂駐車場	葛飾区高砂六丁目2936番3、2937番2	142.55m <sup>2</sup>



物件番号	名称	所在地番	貸付面積
10	江戸川駐車場	江戸川区中央一丁目1572番2	636.38m <sup>2</sup>

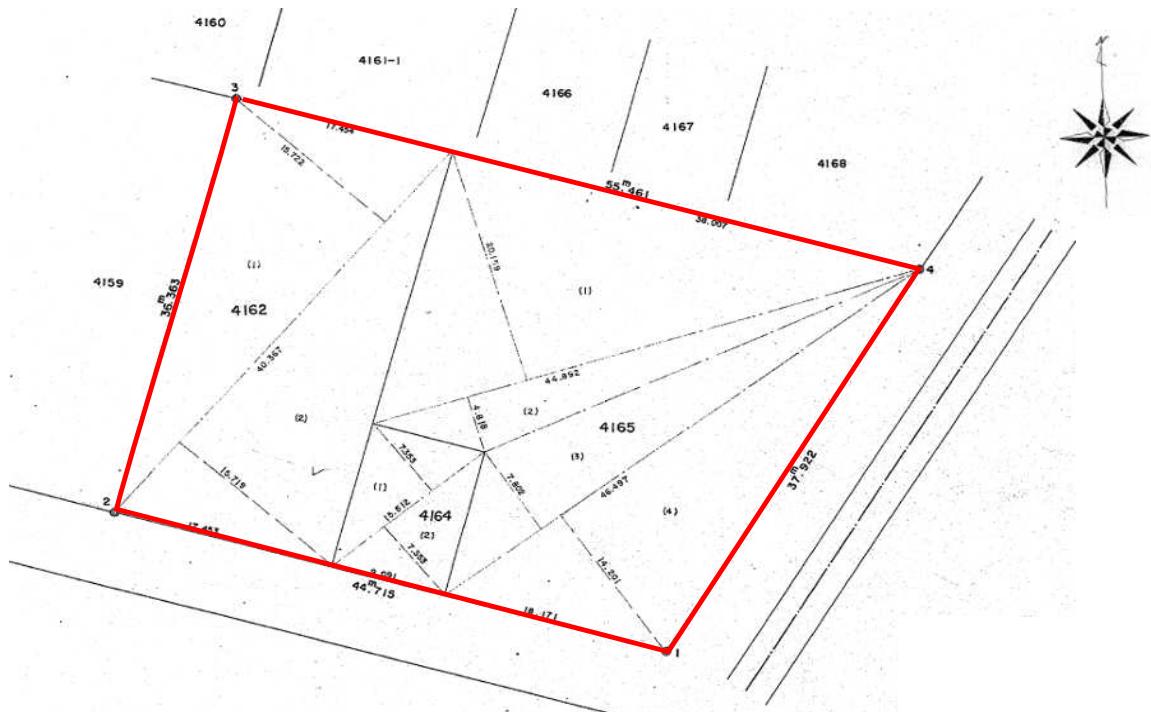


## 別紙1

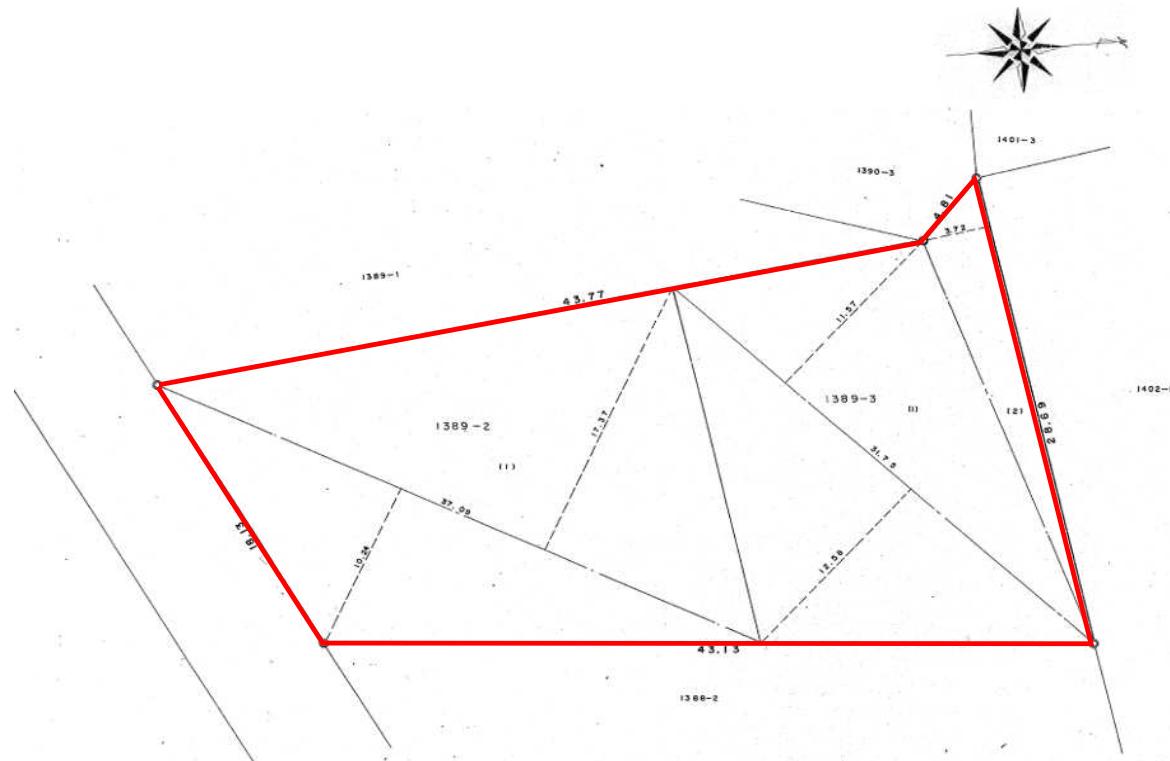
## 貸付土地一覧（詳細図）

貸付範囲

物件番号	名称	所在地番	貸付面積
11	松江駐車場	江戸川区松江三丁目4162番、4164番、4165番	1820.80m <sup>2</sup>



物件番号	名称	所在地番	貸付面積
12	中里駐車場	清瀬市中里二丁目1389番2、1389番3	948.76m <sup>2</sup>

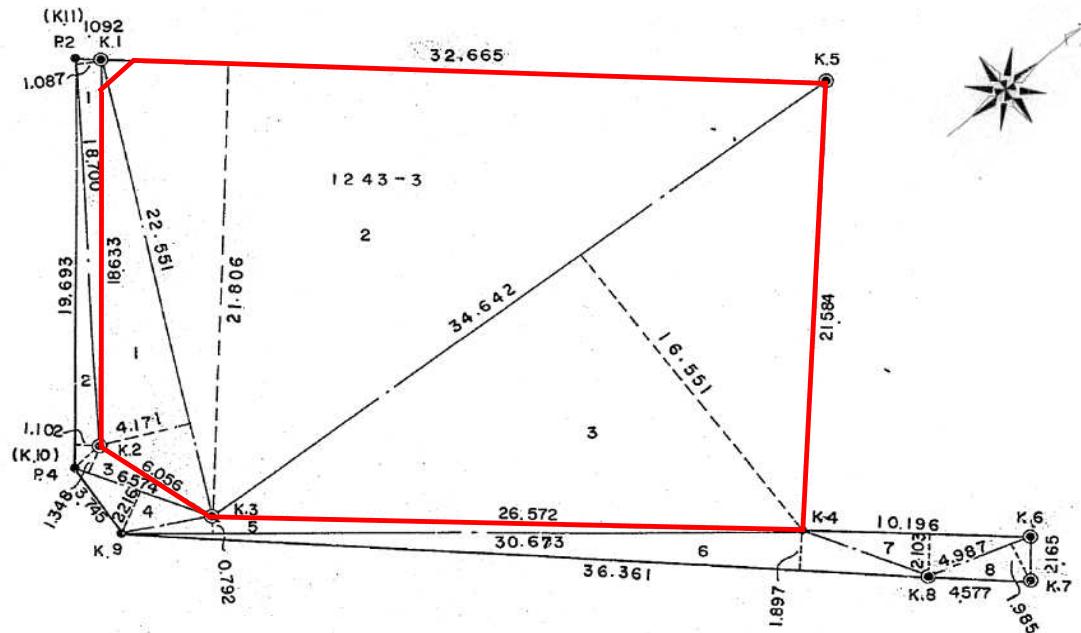


別紙 1

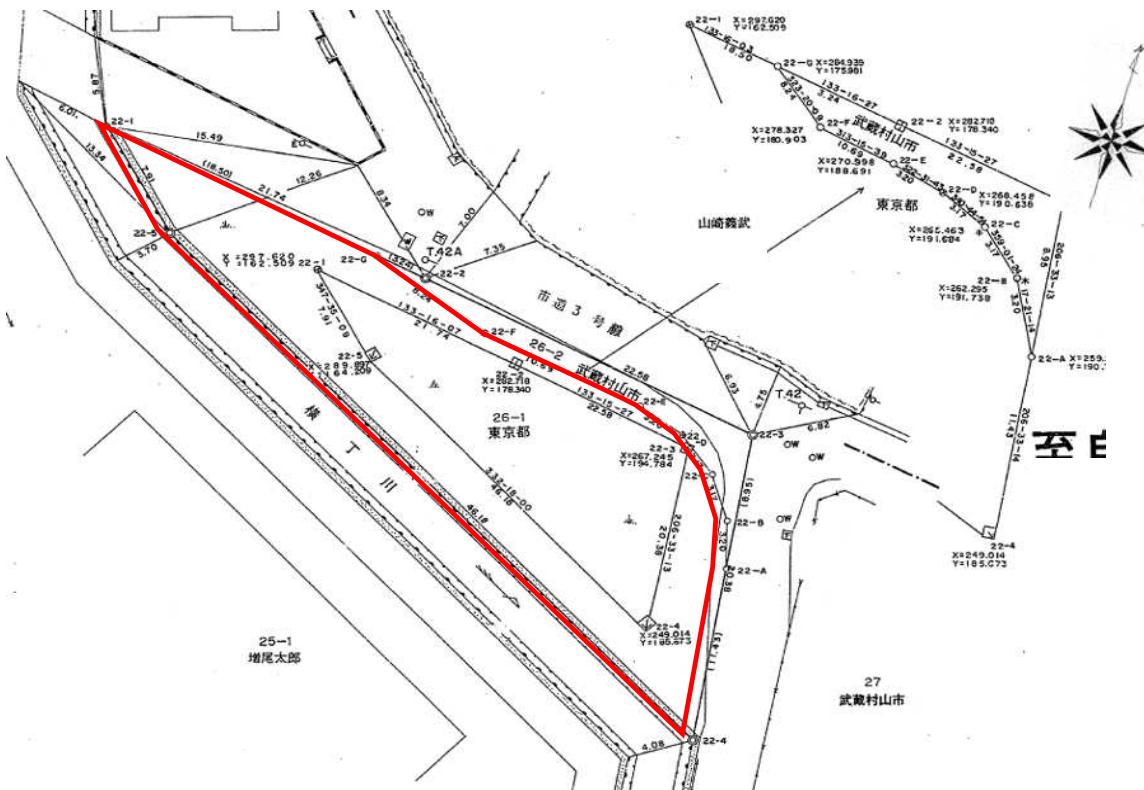
## 貸付土地一覧 (詳細図)

## 貸付範囲

物件番号	名称	所在地番	貸付面積
13	竹丘駐車場	清瀬市竹丘二丁目1243番3の一部	666.47m <sup>2</sup>



物件番号	名称	所在地番	貸付面積
14	三ツ藤駐車場	武藏村山市三ツ藤三丁目26番1	437.51m <sup>2</sup>

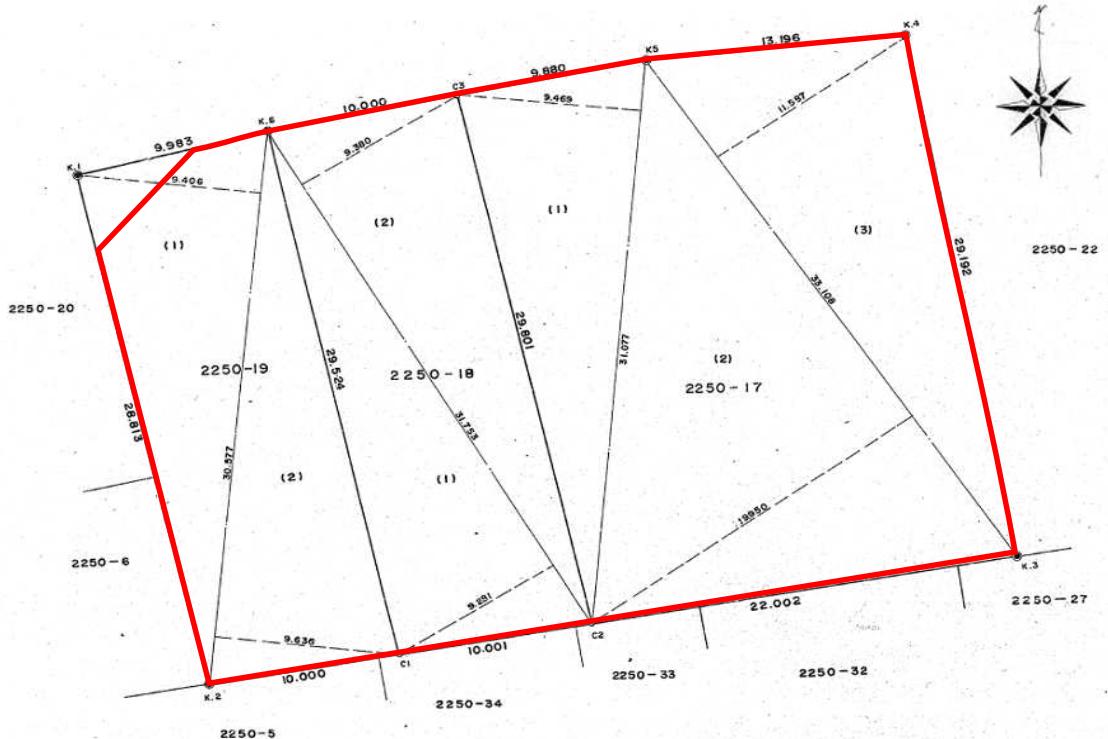


## 別紙1

## 貸付土地一覧（詳細図）

貸付範囲

物件番号	名称	所在地番	貸付面積
15	第二福生駐車場	福生市大字福生字武藏野2250番17、2250番18、2250番19	1253.08m <sup>2</sup>



**別紙2** **掲示内容**

(縦横45センチメートル以上)

駐車場名

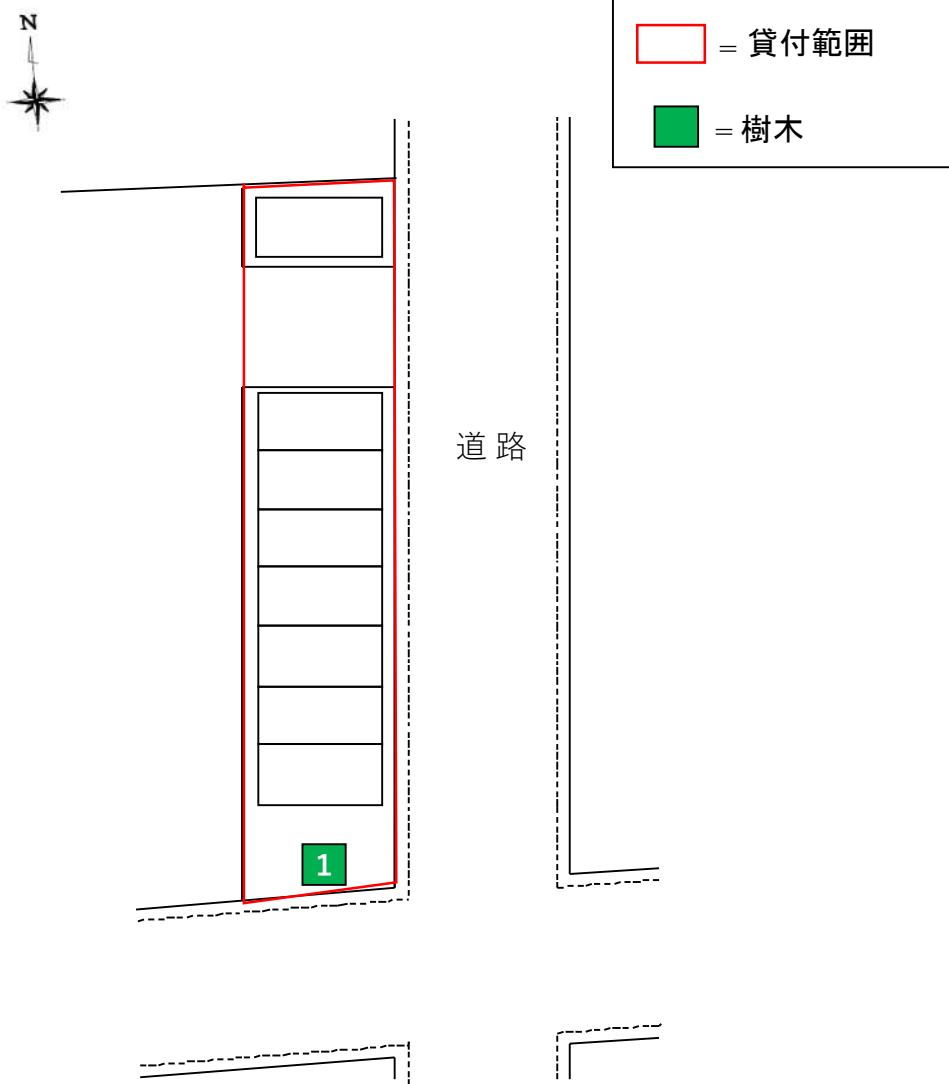
運営者名

運営者の住所

運営者の連絡先電話番号

別紙3 樹木位置図

物件番号2 本羽田駐車場

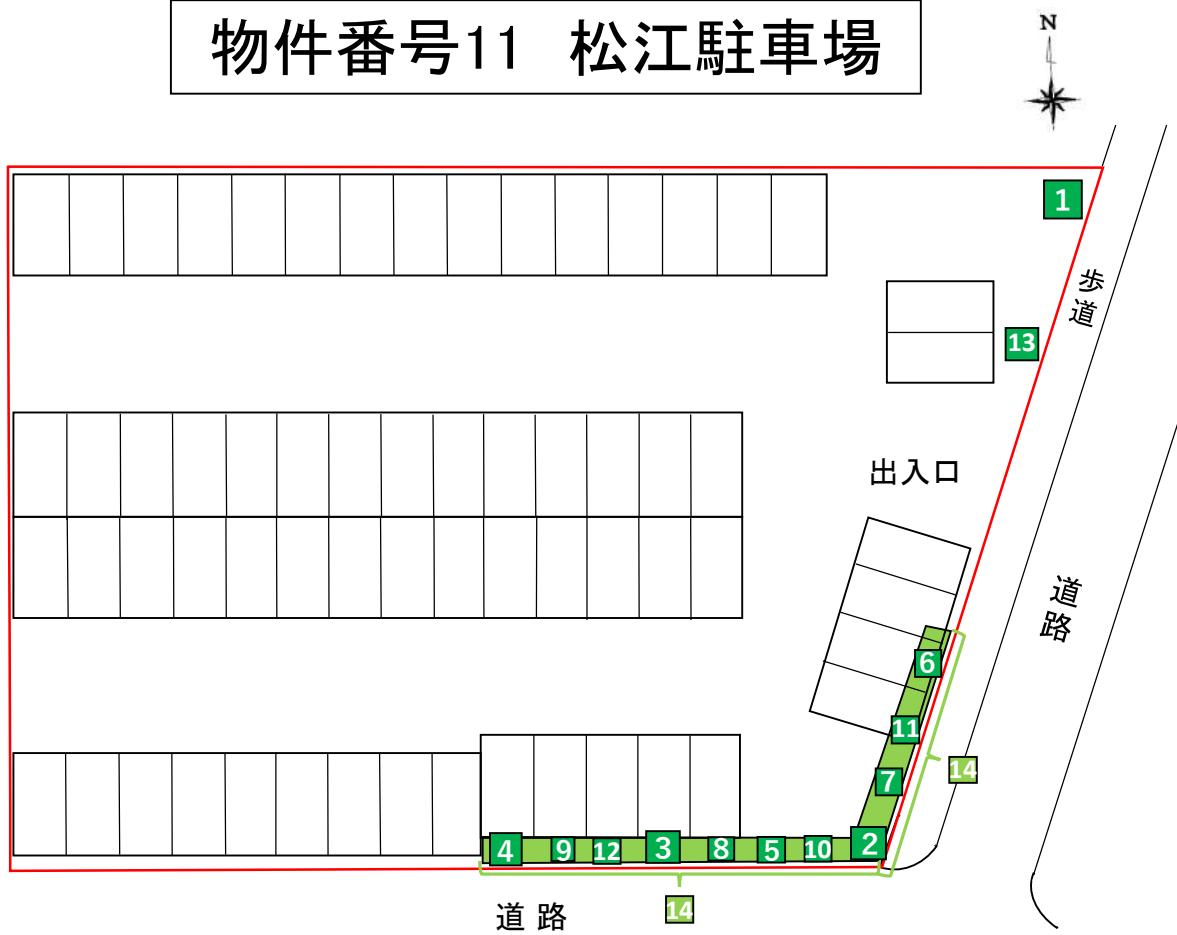


樹種	種別	幹周り	樹木番号	数量
スダジイ	常緑	幹周り 120~149cm	1	1 本
計				1 本

現況と相違する場合は、現況を優先する。

## 別紙3 樹木位置図

# 物件番号11 松江駐車場



= 貸付範囲

 = 樹木

 = 植栽(低木)

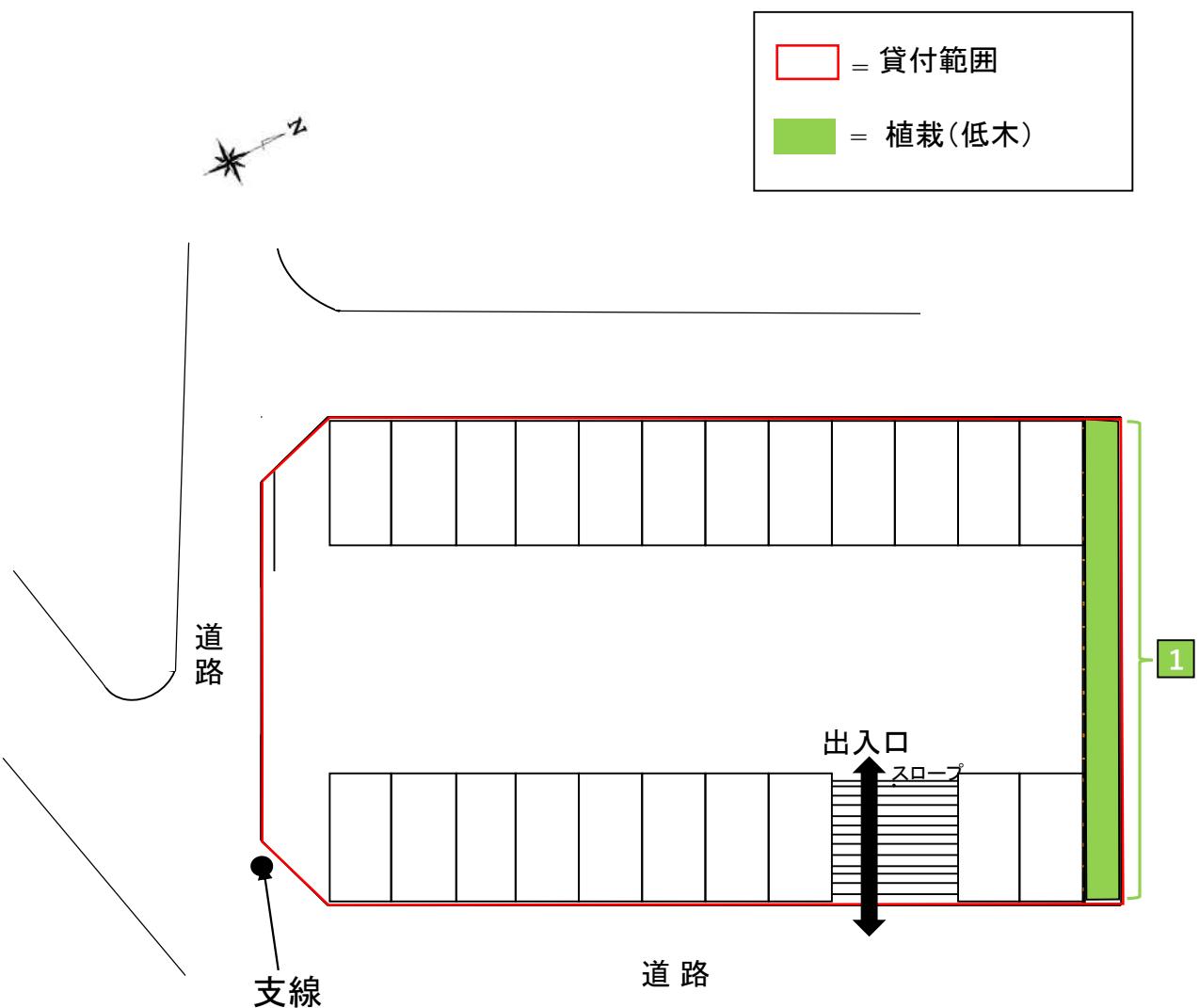
樹種	種別	幹周り	樹木番号			数量	
サクラ	落葉	幹周り 150~179cm	1			1 本	
サクラ	落葉	幹周り 180~209cm	2	3	4	3 本	
モミジ	落葉	幹周り 30~59cm	5			1 本	
モクセイ	常緑	幹周り 29以下	6	7	8	9	4 本
ユズリハ	低木	H=2.0	10				1 本
シャリンバイ	低木	H=2.0	11				1 本
マテバシイ	常緑	29以下	12				1 本
南天	低木	H=1.0m	13				1 本
ツツジ等	低木	H=1.0m	14				約30 m <sup>2</sup>
計						13 本	
計						約30 m <sup>2</sup>	

現況と相違する場合は、現況を優先する。

別紙3

樹木位置図

物件番号13 竹丘駐車場



樹種	種別	幹周り	樹木番号	数量
ツツジ等	低木	H=1.0	1	約20 m <sup>2</sup>
計				約20 m <sup>2</sup>

現況と相違する場合は、現況を優先する。

**別紙4 賃料（月額表示）**

(単位：円)

駐車場名	本体賃料（税抜）	消費税及び 地方消費税相当額	合計（税込）
亀戸駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
本羽田駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
桜上水駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
梅里駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
小豆沢駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
金町駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
第二金町駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
東水元駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
第二高砂駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
江戸川駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
松江駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
中里駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
竹丘駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
三ツ藤駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
第二福生駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
合計	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○

**別紙5 賃料（年額表示）**

(単位：円)

駐車場名	本体賃料（税抜）	消費税及び 地方消費税相当額	合計（税込）
亀戸駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
本羽田駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
桜上水駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
梅里駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
小豆沢駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
金町駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
第二金町駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
東水元駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
第二高砂駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
江戸川駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
松江駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
中里駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
竹丘駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
三ツ藤駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
第二福生駐車場	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○
合計	○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○

## 別紙6

## 暴力団等排除に関する特約条項（土地賃貸借契約）

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 甲は、乙が、東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月5日付22水經契第368号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 3 土地賃貸借契約書第7条、第10条、第14条第2項及び第3項、第17条第3項及び第4項、第21条、第24条、第25条並びに第26条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(不当介入に関する通報報告)

第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。

なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。

- 3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、東京都水道局の契約から排除する措置を講ずることができる。